



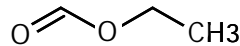
安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2019/10/29
 SDS整理番号 05173152

製品等のコード : 0517-3152
 製品等の名称 : ギ酸エチル
 推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 香料原料、ウレタン塗料添加剤、殺虫剤、燻蒸剤 など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性
 引火性液体 : 区分2
 自然発火性液体 : 区分外

健康に対する有害性
 急性毒性(経口) : 区分4
 急性毒性(吸入:蒸気) : 区分4
 皮膚腐食性・刺激性 : 区分3 【国連GHS分類】
 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A
 特定標的臓器・全身毒性
 (単回ばく露) : 区分1(呼吸器)、
 区分3(麻酔作用)

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報
 引火性の高い液体および蒸気
 飲み込むと有害(経口)
 吸入すると有害(蒸気)
 軽度の皮膚刺激
 強い眼刺激
 呼吸器の障害
 眠気又はめまいのおそれ

注意書き
 【安全対策】
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 容器を密閉しておくこと。
 容器を接地すること、アースをとること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
 取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 眼に入った場合: 水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察、手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察、手当を受けること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品
 化学名 : ギ酸エチル
 (別名) メタン酸エチル、エチルホルマート、ギ酸エチル、
 蟻酸エチル
 (英名) Ethyl formate (EC名称)、Formic acid ethyl、
 Formic acid ethyl ester、
 Formic acid, ethyl ester (TSCA名称)
 成分及び含有量 : ギ酸エチル、98.0%以上
 化学式及び構造式 : HCOC_2H_5 、 $\text{C}_3\text{H}_6\text{O}_2$ 、構造式は上図参照(1ページ目)。
 分子量 : 74.08
 官報公示整理番号 化審法 : (2)-678
 安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)
 CAS No. : 109-94-4
 EC No. : 203-721-0
 危険有害成分 : ギ酸エチル
 ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 133
 表示対象物 政令番号 133
 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類 水溶性

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
 皮膚に付着した場合 : 直ちに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。
 皮膚刺激などが生じた場合は医師の手当を受ける。
 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
 目に入った場合 : 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから
 ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。
 まぶたを親指と人さし指で捻じり、目を全方向に動かし、眼球、まぶたの
 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、
 洗浄を続ける。
 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせない。
 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り
 高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませ
 て無理に吐かせてはいけない。
 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管
 への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流
 を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や
 かに医師の診察を受ける。
 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
 予想される急性症状及び遅発性症状 :
 吸入 : 咳、息切れ、頭痛、嗜眠
 皮膚に付着 : 発赤
 眼に付着 : 発赤、痛み
 経口摂取 : 咽頭痛。
 その他の症状については「吸入」参照。

5. 火災時の処置

- 消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。
 粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出て、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。
 極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
 引火点(-20)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
 本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性ある。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
 消火水は環境汚染を引き起こすおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 周辺の発火源を速やかに取除く。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
 引火点(-20)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
 指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 防爆仕様の換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
 蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

- 接触回避 : 取扱い後はよく手を洗う。
 保管 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
 技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の
 軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な
 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
 保管条件 : 直射日光や高温を避けて保管する。
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
 施錠して保管する。
 必要に応じて、危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。
 混触危険物質 : 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
 容器包装材料 : 強酸化剤
 ガラスなど
 アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 設定されていない。
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
 日本産衛学会（2018年版） 設定されていない。
 A C G I H（2018年版） TLV-TWA 100ppm
 設備対策 : 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
 作業場には防ばく型の換気装置を設置し局所排気又は全体換気を行なう。
 静電気放電に対する予防措置を講ずる（アース等の使用）。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置
 する。
 保護具
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。
 手の保護具 : 保護手袋（ネオプレン製、テフロン製など）を着用する。
 目の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用
 する。
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
 取扱い後はよく手を洗う。
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など : 無色澄明の揮発性液体
 臭い : 芳香臭（果実臭）
 pH : データなし
 融点 : -79
 沸点 : 54.3
 引火点 : -20（密閉式）
 爆発範囲 : 下限 2.75vol%、上限 16.5vol%
 蒸気圧 : 25.6 kPa (20)、32.7 kPa (25)
 蒸気密度（空気 = 1） : 2.55
 20 での蒸気/空気混合
 気体の相対密度（空気 = 1） : 1.4
 比重 : 0.915 ~ 0.921 (20/4)
 溶解度 : 水に混和（11g/100g、21）。
 エーテル、アセトン、酢酸エチル、メタノール、エタノール
 に混和し易い。
 オクタノール/水分配係数 : データなし
 自然発火温度 : 440
 分解温度 : データなし
 臭いのしきい（閾）値 : データなし
 蒸発速度（酢酸ブチル=1） : データなし
 粘度 : 0.419 mPa·s (= 0.419 cP) (15)
 動粘性率 0.434 mm²/s
 GHS分類
 引火性液体 : 引火点は、-20（密閉式）、沸点54 であることから、
 区分2とした。
 引火性の高い液体および蒸気（区分2）
 自然発火性液体 : 発火点が440（ICSC（J）（1998））であり、常温では発火しない

ことから、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の取扱条件において安定である。
吸湿すると徐々に加水分解する。
- 危険有害反応可能性 : 強酸化剤と混触すると激しく反応することがある。
蒸気は空気より重い。地面あるいは床に沿って移動することがある。
遠距離引火の可能性ある。
- 避けるべき条件 : 高温、日光、裸火、高温、スパーク、静電気
- 混触危険物質 : 強酸化剤
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼して一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 ラットのLD50値として、1,800 mg/kg (ACGIH (7th, 2013)), 1,850 mg/kg (DFGOT vol.19 (2003)), 4,290 mg/kg (PATTY (6th, 2012), ACGIH (7th, 2013)) との3データの報告がある。区分4に2データ、区分外 (国連分類基準の区分5) に1データが該当するので、最も多くのデータが該当する区分4とした。
飲み込むと有害 (経口) (区分4)
経皮 ウサギのLD50値として、5,000 mg/kg (ACGIH (7th, 2012)), > 20 mL/kg (> 18,300 mg/kg) (ACGIH (7th, 2012), DFGOT vol. 19 (2003)) との報告に基づき、区分外とした。
吸入 (蒸気) LC50値としての報告はないが、本物質のラットへの4,000 ppm (4時間) ばく露の結果、死亡例がみられなかったとの報告 (PATTY (6th, 2012)), 及びラットへの8,000 ppm (4時間) ばく露の結果、5/6例が死亡したとの報告 (ACGIH (7th, 2001)) に基づき、区分4とした。
吸入すると有害 (蒸気) (区分4)
- 皮膚腐食性・刺激性 : 吸入 (ミスト) データ不足のため分類できない。
ウサギを用いた試験において刺激性がみられなかった (ACGIH (7th, 2012), DFGOT vol.19 (2003)) との報告や、軽度の刺激性がみられた (IUCLID (2000)) との報告がある。また、ヒトのパッチテストで刺激性がみられなかったとの報告 (DFGOT vol. 19 (2003), IUCLID (2000)) がある。以上の結果より、区分3とした。
ただし、分類JISでは区分外である。
軽度の皮膚刺激 (区分3)
- 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : ヒトに対して、330 ppmの蒸気ばく露により軽度の刺激性がみられた (ACGIH (7th, 2012)) との報告や、10,560 ppmのばく露により進行性の中等度の刺激性がみられた (ACGIH (7th, 2012), DFGOT vol. 19 (2003)) との報告がある。また、ウサギを用いた試験において角膜の炎症 (DFGOT vol. 19 (2003)) や、中等度の刺激性の報告 (IUCLID (2000)) がある。ウサギに対する「中等度の刺激性」の結果から区分2Aとした。
なお、IUCLID (2000) にはウサギを用いた試験で角膜の壊死との記載があるが、List1の情報源に非可逆的な影響を示す記載がないことや、試験法等について詳細不明な情報であることから、区分に用いなかった。本物質は、EU DSD分類で「Xi : R36」、EU CLP分類で「Eye Irrit. 2」に分類されている。
強い眼刺激 (区分2A)
- 呼吸器感作性 : データ不足のため分類できない。
皮膚感作性 : データ不足のため分類できない。
なお、23人のボランティア試験 (マキシマイゼーション試験) では本物質の4%を含むワセリンに対して感作性を示さなかった (ACGIH (7th, 2012), IUCLID (2000)) との報告がある。ボランティアの試験は、4%の濃度での適用であり、また試験条件及び結果について詳細が不明であることから分類に用いるには十分なデータでないと判断した。
- 生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。
すなわち、in vivoのデータはなく、in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験で陰性である (ACGIH (7th, 2012), DFGOT vol. 19 (2003), NTP DB (Access on July 2014))。
- 発がん性 : データ不足のため分類できない。
なお、ACGIHでA4に分類されている (ACGIH (7th, 2012))。
- 生殖毒性 : データ不足のため分類できない。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : ヒトへのばく露で鼻、上気道刺激性、唾液分泌作用、呼吸困難、肺水腫を引き起こす。麻酔作用、中枢神経系抑制作用があり、呼吸器不全及び循環器不全により死亡する場合がある。また、本物質の摂食により食道熱傷が起こる (ACGIH (7th, 2012), DFGOT vol. 19 (2003), PATTY

(6th, 2012)、HSDB (Access on June 2014))。実験動物では、ネコへの16 mg/L (5,000 ppm) の吸入ばく露で流涎、32 mg/L (10,000 ppm) で深い麻酔作用、肺水腫、死亡、イヌへの10,000 ppmで肺水腫、死亡が報告されている (ACGIH (7th, 2012)、DFGOT vol. 19 (2003)、PATTY (6th, 2012)、HSDB (Access on June 2014))。また、ラット、マウス、ネコの致死用量では中枢神経系抑制、モルモットへの蒸気ばく露で振戦、中枢神経系抑制、死亡が報告されている (PATTY (6th, 2012)、IUCLID (2000))。以上より、ヒトで呼吸器への影響、麻酔作用が認められているため、区分1 (呼吸器)、区分3 (麻酔作用) とした。
呼吸器の障害 (区分1)
眠気又はめまいのおそれ (区分3)

特定標的臓器・全身毒性

(反復ばく露) :

本物質はJECFAで食品添加物としての通常使用では安全性の懸念なしとされており (JECFA TRS868 (1997))、ラットに10,000 ppm (1,000 mg/kg/日相当) の飼料中濃度で17週間混餌投与しても毒性影響はみられなかったとの記述 (DFGOT vol. 19 (2003)) から裏付けられる。すなわち、経口経路では区分外相当である。しかし、本物質が揮発性を有し、吸入経路が主要なばく露経路と考えられるにもかかわらず、反復吸入ばく露による毒性情報は無い。従って、データ不足のため分類できないとした。

吸引性呼吸器有害性 :

動粘性率：0.434mm²/s だが、化学性肺炎の情報が無いため分類できないとした。

12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性 : 魚類 (ニジマス) の96時間LC50=230mg/L (IUCLID、2000) から、区分外とした。
- 水生環境慢性有害性 : 難水溶性でなく (水溶解度=88200mg/L (PHYSPROP Database、2005))、急性毒性が低いことから、区分外とした。
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考) (1) 燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉 (おが屑) 等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。
(2) 活性汚泥法
生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

- 緊急時応急処置指針番号 : 129
- 国内規制
 - 陸上規制情報 (消防法、道路法の規定に従う)
 - 海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)
 - 国連番号 : 1190
 - 品名 : ギ酸エチル (メタン酸エチル)
 - クラス : 3 (引火性液体)
 - 副次危険 : -
 - 容器等級 : II
 - 海洋汚染物質 : 非該当
 - 少量危険物許容量 : 1L
- 航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号	： 1190
品名	： ギ酸エチル
クラス	： 3
副次危険等級	： -
少量輸送許容物件許容量	： 1L
特別の安全対策	： 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 他の危険物のそばに積載しない。 移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法	： 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第133号「ギ酸エチル」、対象重量%は 1) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第133号「ギ酸エチル」、対象重量%は 1) (別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	： 非該当
消防法	： 危険物第4類引火性液体、第一石油類水溶性液体、指定数量400L 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
毒物及び劇物取締法	： 非該当
船舶安全法	： 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	： 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	： 非該当
水質汚濁防止法	： 生活環境項目(施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下)
輸出貿易管理令	： 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2019年4月1日版)：2915.13-000 「ギ酸のエステル」

16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	：
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH	CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じて作成しています。